

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-4(政策3-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理[政策3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進]					
施策の概要	<p>第2次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)にしたがい、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	18,361,707	21,922,386	20,786,997	21,125,446
		補正予算(b)	△ 4,927,517	△ 2,927,153	△ 16,004	
		繰越し等(c)	5,790,149	3,818,093		
		合計(a+b+c)	19,224,339	22,813,326		
執行額(千円)	13,595,141	18,112,078				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第183回国会 平成25年3月15日衆議院内閣委員会・平成25年3月19日参議院内閣委員会 山本内閣府特命担当大臣所信表明演説(関係部分) 「中国における遺棄化学兵器の問題については、化学兵器禁止条約上の我が国の義務を誠実に履行するため、引き続き廃棄事業を着実に進めてまいります。」</p>					

測定指標	1. 各年度の遺棄化学兵器廃棄処理計画数(又は発掘・回収面積)に対して実施した割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	100	87.7	100	100	100	—
	年度ごとの目標値		100	100	100	100		
	2. 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
—		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	—	
年度ごとの目標値		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意し、平成22年度に江蘇省南京市に保管されている遺棄化学兵器の廃棄処理を開始した。</p> <p>平成24年度は江蘇省南京市に保管されているきい剤補給容器(7缶)及び河北省石家荘周辺に保管されている約1600発の化学砲弾等の廃棄処理を実施することとし、処理方針について日中協議を重ねた結果、気象状況、処理場内の設計・施工状況等を総合的に考慮し、きい剤補給容器については全てを、また石家荘の砲弾については目標値を250発に設定し予定どおり処理を行った。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>当事業は、化学兵器禁止条約上の義務であり、人の安全を確保し環境を保護することを最も優先させつつ、中国側の協力を得ながら進めることとなっていることから、事業の進捗に関しては両国間の合意に基づき行っているところ。平成24年度については石家荘地域の気象条件及び処理場内の設計・施工状況等を総合的に考慮し、限られた期間内で安全に実施することを優先させた結果、きい剤補給容器及び砲弾250発の処理を行った。これについて中国側からは、年内に開始でき、一つの目標を実現したとの評価を得た。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成25年度も引き続き石家荘において廃棄処理を行うこととしており、その際周辺に保管されている砲弾を除く約1000発を処理することで中国側と合意している。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>南京において処理を行ったきい剤補給容器については、爆破実験(平成24年1月11日実施)の際、有識者会議委員の立会いを得て、安全対策・汚染拡大防止について助言を得た。なお、第10回遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議(平成24年10月11日開催)において委員から「本事業については場所が変わると条件も変わることから、各地で行う事業については安全工学で言う変更管理に留意して行っていただきたい。」との発言があった。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○遺棄化学兵器処理担当室ホームページ「有識者会議資料」(http://www.cao.go.jp/acw/)
---------------------------	--

担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務) 北條純人	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	-------------	--------	--------------	----------	---------